

お客さま各位

「累積投資約款」の一部変更について

このたび、当社取扱いの日興外貨建MMFにおいて「オーストラリア・ドル・ポートフォリオ」が繰上償還となるため「累積投資約款」の一部が改定となりますので次のとおりご案内いたします。

(下線部分に変更箇所です)

新(変更後)	旧(変更前)
<p><b>(累積投資の種類)</b> 第2条 当社が取扱う投資信託受益権の累積投資コースは次のとおりとなります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 日興公社債投資信託</li> <li>2 日興外貨建MMF (マネー・マーケット・ファンド)のUSドル・ポートフォリオ(削除)</li> </ol> <p>3～5 (現行どおり)</p> <p><b>(金銭の払込み)</b> 第4条 お客さまは、投資信託受益権の買付にあてるため、随時その代金(以下「払込金」といいます。)を当該累積投資コースごとに払込むことができます。ただし、お客さまが保護預りにかかる有価証券の利金、収益分配金および償還金を累積投資コース(日興MRFを除きます。)へ入金する取引をご利用になる場合を除いて、第1回目の払込金はこれを各累積投資コースの申込みのときに払込むものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 前項の払込金は、次の各号に定める金額を下回らない額とします。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 (現行どおり)</li> <li>2 日興外貨建MMFのUSドル・ポートフォリオは10米ドル以上(円貨決済の場合は、1,000円以上)(削除)</li> </ol> </li> </ol> <p>3～5 (現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3 前項の規定にかかわらず、前項第2号、第4号、第5号、第6号の累積投資コースについては、お客さまが、有価証券、その他当社において取り扱う証券、証書、権利または商品の利金、償還金、売却代金または解約代金により買付ける場合、次の各号に定める金額で払込むことができます。ただし、次の第2号、第3号、第4号については、当社において外貨で支払われるものに限りです。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 (現行どおり)</li> <li>2 日興外貨建MMFのUSドル・ポートフォリオは0.01米ドル以上(削除)</li> </ol> </li> </ol> <p>3～4 (現行どおり)</p> <p><u>(2021年1月30日改定)</u></p>	<p><b>(累積投資の種類)</b> 第2条 当社が取扱う投資信託受益権の累積投資コースは次のとおりとなります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 日興公社債投資信託</li> <li>2 日興外貨建MMF (マネー・マーケット・ファンド)のUSドル・ポートフォリオおよびオーストラリア・ドル・ポートフォリオ</li> </ol> <p>3～5 (省略)</p> <p><b>(金銭の払込み)</b> 第4条 お客さまは、投資信託受益権の買付にあてるため、随時その代金(以下「払込金」といいます。)を当該累積投資コースごとに払込むことができます。ただし、お客さまが保護預りにかかる有価証券の利金、収益分配金および償還金を累積投資コース(日興MRFを除きます。)へ入金する取引をご利用になる場合を除いて、第1回目の払込金はこれを各累積投資コースの申込みのときに払込むものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 前項の払込金は、次の各号に定める金額を下回らない額とします。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 (省略)</li> <li>2 日興外貨建MMFのUSドル・ポートフォリオは10米ドル以上(円貨決済の場合は、1,000円以上)、オーストラリア・ドル・ポートフォリオは10豪ドル以上(円貨決済の場合は1,000円以上)</li> </ol> </li> </ol> <p>3～5 (省略)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3 前項の規定にかかわらず、前項第2号、第4号、第5号、第6号の累積投資コースについては、お客さまが、有価証券、その他当社において取り扱う証券、証書、権利または商品の利金、償還金、売却代金または解約代金により買付ける場合、次の各号に定める金額で払込むことができます。ただし、次の第2号、第3号、第4号については、当社において外貨で支払われるものに限りです。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 (省略)</li> <li>2 日興外貨建MMFのUSドル・ポートフォリオは0.01米ドル以上、オーストラリア・ドル・ポートフォリオは0.01豪ドル以上</li> </ol> </li> </ol> <p>3～4 (省略)</p> <p><u>(2020年4月1日改定)</u></p>